

活動結果報告書

令和7年3月31日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 佐々木 哲夫

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年4月1日～令和7年3月31日

活動先 農政連会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

令和6年度農政連鯖江支部・分会特別会費として

内訳 鯖江支部 特別会費 6,000円

分会特別会費 6,000円

規約は別添のとおり

福井県農政連鯖江市支部規約

第 一 章 総 則

- 第1条 この連盟は福井県農政連鯖江市支部と称する。
- 第2条 この連盟の事務所は、福井県農業協同組合 丹南営農経済センター内に置く。
- 第3条 この連盟は農業者が結団して自らの地位の向上を図るため強力なる政治活動を行うことを目的とする。
- 第4条 この支部は福井県農政連に所属する。

第 二 章 組 織

- 第5条 この連盟は鯖江・今立地区に在住する農業者で、本連盟の趣旨に賛同するものを以って組織する。

第 三 章 事 業

- 第6条 この連盟は県連盟の行う事業の推進をはかるほか、次の事業を行う。
1. 地区内における農業者の協同組織拡充強化に関する事項。
 2. 地域における農業政策の確立並びに推進に関する事項。
 3. 調査、研究、情報収集、提供に関する事項。
 4. 地区内農業者の政治教育に関する事項。
 5. その他目的達成のため必要なる事項。

第 四 章 機 関

- 第7条 この連盟の最高決議機関として総会を置く。
総会は代議員をもって構成する。
代議員は各分会単位に1名ずつ選出し、盟友100名を超える毎に1名を増すものとする。

- 第8条 この連盟に下記の役員を置くことができる。
支部長 1名、 副支部長 2名、
会計責任者 1名、 監査委員 2名
- 第9条 役員は総会において代議員より選出することが出来る。
ただし、正・副支部長は会員の中から選出する。
- 第10条 この支部は県連盟に出席すべき代議員を総会において選出する。
ただし、この支部の正・副支部長は、代議員を兼ねることを得るものとする。
- 第11条 役員の任期は3ヶ年とする。
ただし、再選を妨げない。
- 第12条 支部長はこの連盟を代表し、業務を統理する。
副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時は、その職務を代行する。
委員は業務を掌理する。
会計責任者は会計事務一切を掌理する。
監査委員は会計を監査する。
- 第13条 この連盟に顧問を置くことが出来る。
顧問は鯖江市支部管内の理事が当り支部運営に参画する。
- 第14条 この連盟の事務を処理するため事務局を置く。
事務局に事務長1名、書記若干名を置き、支部長が任命する。
- 第15条 総会は定期総会、臨時総会とし、支部長が招集する。
- 第16条 定期総会は毎年1回開催する。
- 第17条 総会は構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。可否同数の時は議長が裁決する。

第 五 章 会 計

- 第18条 この連盟の経費は交付金及び寄付金による。
この連盟は会員から毎年会費を徴収する。
会費は総会にて決定し、単位分会より毎年一括納入するものとする。
特定の会員については別途特別会費を徴収する。

第3号議案

令和7年度会費徴収額及び徴収時期（案）について

会 費	1名当り	800円
-----	------	------

特別会費	(県議会議員) 1名当り	24,000円
	(市長) 1名当り	18,000円
	(市議会議員) 1名当り	12,000円

農政対策資金	10a当り	50円
--------	-------	-----

納入時期	令和7年6月末日
------	----------

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

令和7年2月10日

越前市議会

議長 久保 健一 殿

議員氏名 佐々木 哲夫

下記のとおり報告します。

日 程 令和7年2月5日（水曜日）～ 6日（木曜日）

活動先 東京・参議院会館会議室、長野県飯山市

活動目的 ・ 国の政策に学ぶ、飯山市の広域観光

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

国の政策に学ぶ

1. 厚生労働省 生活困窮者自立支援事業、重層的支援体制事業

どちらも、社会の支援が必要な方々への対策であり、特に生活困窮者自立支援については、新制度に関する見直しについての説明があり、改めて、支援の必要性を強く感じました。

2. 文部科学省 ユネスコ創造都市ネットワーク加盟、高校教育無償化学校給食無償化の取り組み

現在、本市が取り組んでいるユネスコ創造都市ネットワークの加盟の実態を知り、加盟によって見込まれる成果と課題について詳しく説明を受けた。

国内における加盟実態は、該当する地域が限定されていることだが加盟によって、国内外における自治体の知名度やPR効果が見込める

ことは理解が出来た。

和紙や打ち刃物、歴史や伝統をテーマにして、国内外から人を招き
そのことによる知名度向上や経済効果を得る可能性を感じました。

高校の授業料無償化については、国政において多岐な議論となっ
ており、学校給食の無償化と共に、少子高齢化対策として重要な政策
であります。

特に、給食の無償化については、学校給食法により保護者の負担
が明記されており、国の説明でも、この点が課題となっていると
感じました。食の安心安全と子どもたちの健康維持のために、法律
改正と併せ、無償化に取り組んでいただきたいと強く要望しました。

飯山市の広域観光の取り組み

私個人としては2回目（丹南広域組合の視察で一度）で、改めて
飯山市を中心とする、関係自治体（9自治体）が、新幹線飯山駅を
中心とし、積極的に広域観光に力を入れていることを痛感しました。

特に、駅における広域観光スペースの取り方（案内所、特産品の
物販コーナー、広い休憩所）登山やスキー客用のショップなど

誘客対策を考えた体制があり、それを、飯山観光局という社団法人
が担っていることです。改めて、本市の広域観光の在り方を考え直
す必要があると確信しました。

令和7年2月5日・6日【東京厚生労働省・文部科学省研修～長野県飯山市の広域観光視察】

【合同会派】8名

会派未来(題佛臣一・安立里美)・会派創至(小形善信・能勢淳一郎)・一志会(清水一徳・佐々木哲夫)・会派郷働(川崎悟司・小玉俊一)

* 東京参議院会館 視察研修(2月5日)1日目

【1】研修テーマ

1. 厚労省関係(10:30～12:00) 参議院会館 議員第三会議室

① 生活困窮者自立支援強化事業(新制度の見直しについて)

【対応者】 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 主査 [REDACTED] 氏

② 重層的支援体制整備事業(事業の内容と使い方について)

【対応者】 社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室 係長 [REDACTED] 氏



2. 文部科学省(13:15～16:30) 参議院会館 議員第三会議室

① ユネスコ創造都市ネットワーク加盟による効果と課題。

世界との繋がりや展望。ネットワーク加盟の越前市の対応について

【対応者】 文部科学省国際統括官付 ユネスコ協力官 [REDACTED] 氏



③ 高校教育無償化の取り組みに関する、国の考え方と展望

【対応者】 文部科学省初等中等教育局 高校修学支援室 専門官 [REDACTED] 氏



④ 学校給食無償化の取り組みに関する国の考え方と展望

(実施自治体の成果と課題)

(学校給食に有機栽培農産物の取り扱いの実態と成果と展望)

【対応者】 文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課 課長補佐 XXXXXXXXXX 氏



*** 長野県飯山市の広域観光の視察(2月6日)2日目**

【2】研修テーマ

10:45～12:15 視察研修【飯山の広域観光の取り組み】

【対応者】 飯山市議会議員 上松永林 氏

一般社団法人信州いいやま観光局 事務局長 [] 氏

事業統括マネージャー 兼事業課長 兼インバウンド推進室長 [] 氏

飯山駅観光交流センター 信越自然郷DMO担当 所長 [] 氏



13:30～14:30 飯山駅視察【飯山駅の広域観光】

【対応者】一般社団法人信州いいやま観光局 事務局長 [] 氏

飯山駅観光交流センター 信越自然郷DMO担当 所長 [] 氏



様式第4号（第6条関係）

活動結果報告書

令和7年3月31日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 佐々木 哲夫

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年4月1日～令和7年3月31日

活動先 NPO法人多摩住民自治研究所会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

定款は別添のとおり

NPO 法人 多摩住民自治研究所 定款

発行：2007 年 1 月 14 日 改訂：2015 年 6 月 6 日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人多摩住民自治研究所(以下「多摩研」と略す)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都日野市神明3丁目10番地の5号エスプリ日野103号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、地方自治体の住民、職員、議員、研究者等を対象に地方自治及び地域、自治体に関する調査・研究活動や教育・学習活動、国内外の地方自治に関する視察、自治体訪問等による交流活動を通じて、地方自治の日本国憲法に基づく民主的・創造的发展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 国際協力の活動
- (11) 情報化社会の発展をはかる活動
- (12) 経済活動の活性化をはかる活動
- (13) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (14) 消費者の保護を図る活動
- (15) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 地方自治、地域、自治体行政に関する調査・研究事業
- (2) 地方自治に関する教育・学習事業
- (3) 地方自治、自治体行政に関する研修・調査・研究等事業
- (4) 地方自治に関する視察・交流事業
- (5) 地方自治に関する普及・啓発事業

(6) 地方自治研究組織との情報交換及び協同に関する事業

(7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上40人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長、3人以上9人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は理事の中から総会において、選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可

否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と

する。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構 成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(区 分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管 理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事会の承認を得て理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から20年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費 正会員 個人 8,000円

賛助会員 個人・団体 一口 1,000円

2-1
2-2

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

令和6年8月27日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 佐々木 哲夫



下記のとおり報告します。

日 程 令和6年8月5日（月曜日）～ 6日（火曜日）

活動先 都立多摩図書館セミナールーム

活動目的 研修会・第53回議員の学校

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

別紙 研修報告書について報告いたします。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

第53回 議員の学校 研修会参加報告書

日 時 8月5日(月)、6日(火)

内容と場所 第53回 議員の学校 都立多摩図書館セミナールーム

研修による学びと考察

参加者の中に、坂井市1名と、高山市1名がおり、グループワークで交流をすることが出来ました。

1. 自治体民営化の動向 尾林芳匡氏(弁護士)

講師である尾林氏は、自治体の民営化を専門手に取り組んでいる弁護士で、非常に珍しい。しかし長年の取り組みからくる知見は鋭く、民営化のひずみを具体的じれ利をもとに解説。そして、世界各国では、すでにこの民営化に関しての反省を

基に、最高詠歌の動きについても紹介があった。

わが国でも、杉並区長の岸本聡子氏が、この問題に取り組み始めている。

本市でも取り組みが始まっている【PFI】や20年以上前から取り組んでおり課題も色々見えている【指定管理者制度】など、自治体の民営化に関する制度の運用に関する問題点を鋭く指摘。

2. 集中講義 公共施設再編と自治体財政 森裕之氏(立命館大学教授)

森先生の講義は、これで3回目である。今回のテーマである、公共施設再編と自治体財政は、とても関心ある内容であった。

全国の事例紹介では、施設再編が財政を大きく圧迫した自治体がいくつもあること。一方で、市民のニーズをしっかりと把握する中で、再編方法に専門家の知見をしっかりと取り入れ、その結果市民の評価が向上し、利用が増加している事例には、感心するばかりである。

わが市の施設再編の取り組みを進める上で、担当職員が全国の先進事例に学ぶ機会が必要であると痛感しました。

施設再編に関わる職員の専門性、ある一定期間、職務に携わることの重要性。そして、じっくりと現状を精査し検討したうえで、再編のあるべき姿を提案する先進自治体の試みには、感服しました。

3. シリーズ講義 市町村の高齢者政策はどうあるべきか

氏(元日本福祉大学教授)

この問題は、昨年も大阪での全国地方議員社会保障研修会に参加して、色々学んだが、改めて重要性を認識しました。その理由として、自治体の財政が厳しくなってくると、高齢者政策に対する財政支援を見直す自治体が出てきていることである。

4. 実践報告 公共施設再編の最前線から

最初の報告者は、神奈川県真鶴町の小林町長と、資産経営係の■■■■さんでした。小林町長は、先の町長がリコールにより失職し、昨年11月の町長選で当選。元横須賀市議だった■■■■さんは、これまで役場 OB の町長ではない初めての町長。

また、報告に、若手職員を同行して、報告を分担させる配慮には感服。

財政が厳しい中、公共施設再編に取り組んでいる。

ユニークな考えなのは、◎観光施設⇒新自由主義的・NPM 的な民間活力を導入。◎福祉や文科系の施設⇒社会主義的・再配分的な公的サービスを導入 2つの視点で取り組んでいること。

人口が6千人余りということもあるが、町民との対話を通じて、公共施設の再編に取り組む姿勢は、ポイントである。

2つ目の報告は、法政大学教授で多摩市の社会教育を考える会の■■■■さん。

近年、公民館や図書館などの社会教育施設の公共施設の複合化や民営化により、悪い方向に進んでいることが考えられるとの意見。

特に、公共施設の再編や民営化が、地域住民との話し合いが、ほとんど行われない中、自治体の都合により進められている傾向であることが指摘された。

まさに、地域の重要な拠点である公民館や市民の文化や学びを守る図書館などの再編にあたり、地域住民にとって、その施設の設置価値を改めて問い直すチャンスであることだと、改めて認識しました。

以上、今回の議員の学校のテーマは、公共施設の運営や再編を通じて、地域住民たちが、その施設の在り方を見つめなおす機会とし、さらに、人口減少の中での施設再編の在り方を通じて、自治や学びの必要性を考え直す機会とする必要性を痛感しました。

議員の学校（都立多摩図書館セミナールーム）



会場入り口



ゲスト講義風景



実践報告講風景(神奈川県真鶴町・小林町長)

2-3
2-4

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

令和6年8月20日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 佐々木 哲夫



下記のとおり報告します。

日 程 令和6年7月20日（土曜日）～ 22日（月曜日）

活動先 横浜市鶴見公会堂ホール、軽井沢プリンスホテル・発地市庭、
絵本の森美術館、軽井沢町役場他

活動目的 研修会【第66回自治体学校 in 神奈川】
県主催【福井の伝統工芸にふれよう展】、【軽井沢発地市庭】
【絵本の森美術館】などを視察

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

別紙 研修参加並びに視察報告書の通り、報告いたします。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

研修会【第66回自治体学校 in神奈川】と、県主催【福井の伝統工芸にふれよう展】、【軽井沢発地市庭】【かこさとし美術館】などを視察

日 時 7月20日(土)、21日(日)、22日(月)

内容と場所

- ①7/22・23 【第66回自治体学校 in神奈川】 横浜市鶴見公会堂
 - ②7/23 県主催【福井の伝統工芸にふれよう】 軽井沢プリンスホテル
 - ③7/24 軽井沢発地市庭
 - ④7/24 軽井沢絵本の森美術館
- 【新幹線開業特別記念・かこさとし絵本へのまなざし】
- ⑤7/24 軽井沢町役場・観光振興課

視察による学びと考察

①【第66回自治体学校 in神奈川】 横浜市鶴見公会堂 7/22・23

昨年に引き続き参加。全国から約1,500人参加。約半分が議員で、福井県内からの参加者は確認できず。

全体会に続いて、各課題の分科会が開催された。私は、10分科会【地域・自治体から、脱酸素社会への転換を目指して】に参加しました。

○全体会は、毎回、含蓄のある講師が登場する。奈良女子大・名誉教授

中山徹氏の基調講演【今こそ自治と公共性の再生を！】は、全国の自治体で失われかけている自治の力と、公共性のあり方を問い直す意味で鋭い指摘のある内容であった。

また、写真家でフォトジャーナリストの安田奈津紀氏のシリアやウクライナ、賀佐地区における紛争の取材を通して、私たちは、どんな未来を今後選ぶのか？を問いかける話であった。特にスクリーン委映し出される写真と語りのマッチングが、説得力あるものであった。

○分科会は10分科会で、私の人生のテーマである環境問題【地域・自治体から、脱酸素社会への転換を目指して】に参加しました。

参加者は、60人程度で、半分が議員。3人の事例発表がありました。

- ・気候危機から自立縫いんさん方社会への転換を！**氏**
(筑波大、長野大非常勤講師)
- ・川崎市臨海部の水素戦略の問題点と脱酸素の政策提案 宗田裕之氏
(川崎市議会議員)
- ・小国町における地熱開発と住民運動 児玉智博氏
(小国郷の自然を守る会)
- ・気候危機問題での取り組みの3つの柱 曾根はじめ
(日本共産党 東京都議団)

それぞれの立場で、全国各地で取り組まれている脱酸素、環境への取り組み事例を学んだ。特出するのは、課題に向き合う議員の姿である事。協働して取り組む市民の組織活動の活発さに圧倒されました。

②県主催【福井の伝統工芸にふれよう】軽井沢プリンスホテル7/23

市からの情報提供を受け、自治体学校の研修会の閉会少し前に、分科会会場を後にして、夕方5時頃に、北陸新幹線で軽井沢に向かいました。

軽井沢駅を降りて、まずびっくりしたのが、駅前に広がる【軽井沢プリンス・ショッピングプラザ】。

広大な広場を周りに、立派で独自性のある建物のお店がずらり。海外ブランドのお店も沢山あり、近くにある広大な駐車場は満杯状態。

案内所で聞き、午後6時半頃にシャトルバスに乗り10分ほどして会場に。軽井沢プリンスホテルのおける県主催【福井の伝統工芸にふれよう】展は、玄関入りロビーを抜けて右側奥にあるいくつかの会議場の一つで開催されていました。

受付の県職員に挨拶すると、市の出向である**氏**(県魅力創造課)であった。会場の右奥で越前和紙のコーナーがあり、五十嵐製紙の2人が、来場者による紙漉き体験の対応をしていました。

プリンスホテルの宿泊層は、富裕層をターゲットにしており、軽井沢にゆったりと避暑にきた方々は、ホテル内でやっている県の伝統工芸展の会場に入ってもらえる人をゲットするのは、少しばかり大変なように感じました。

展示と体験は、午後8時で終了。その後、軽井沢では、ホテルの予約が取れず、新幹線で隣の佐久平に移動し、駅前のホテルに宿泊。

③軽井沢発地市庭 7/24

朝、駅前で予約済みのレンタカーを借りて、発地市庭の越前市の特設コーナーを視察に。会場は、平日の午前10時頃だが、沢山の人で賑わっていた。地場の野菜や特産品が並ぶ場所のレジの近くに、本市の特設コーナーが設置されていました。

施設長の**氏**に話を聞くと、本県の坂井市や嶺南の自治体からも特設コーナーの設置

依頼が来ているそうである。軽井沢の富裕層をターゲットにする戦略。県の取り組みがきっかけとはいえ、県内の自治体が本市に続いて、特設コーナー設置をもくろむことが、実現するか？

また、成果が得られるか？ しばらく特設コーナーにおける来場者の人々の動きを見ていて、感じました。

④軽井沢絵本の森美術館【2024夏展 北陸新幹線延伸記念特別展】

かこさとし 絵本への【まなざし】 7/24

前もって調べると、軽井沢絵本の森美術館において、かこさとし展が開催されているので見に行った。木々の中に展示棟がいくつも配置されており、まさに絵本の森美術館の名にふさわしい施設であり、ゆったりと鑑賞できる雰囲気は、これまで味わったことがなかった。

両県の粋な取りはからいで、特別展が開催されることは、本市にとって大きな感謝です。

この日は、月曜日であったが開館されており、若い方や子供連れの家族が沢山来られていました。

⑤軽井沢町役場・観光振興課 7/24

かつて賑わった軽井沢の旧市街地に行き、多くの観光客でごった返している風景を見て、新幹線駅周辺のショッピングプラザやプリンスホテルのみならず、軽井沢には、とんでもない方々が訪れていることを痛感しました。

そこで、町の観光担当課に出向き、町の観光状況を聞きに行きました。

従来からも、軽井沢は、夏の避暑地として著名なために、多くの観光客がおちよずれていたが、新幹線開業を契機に、プリンスホテルを中心としたショッピングプラザなどの建設により、若い方の誘客に成功しているようである。

今回の経験であるが、軽井沢では、夏はホテルの予約が取れないし、駐車場も空いていない状態である。

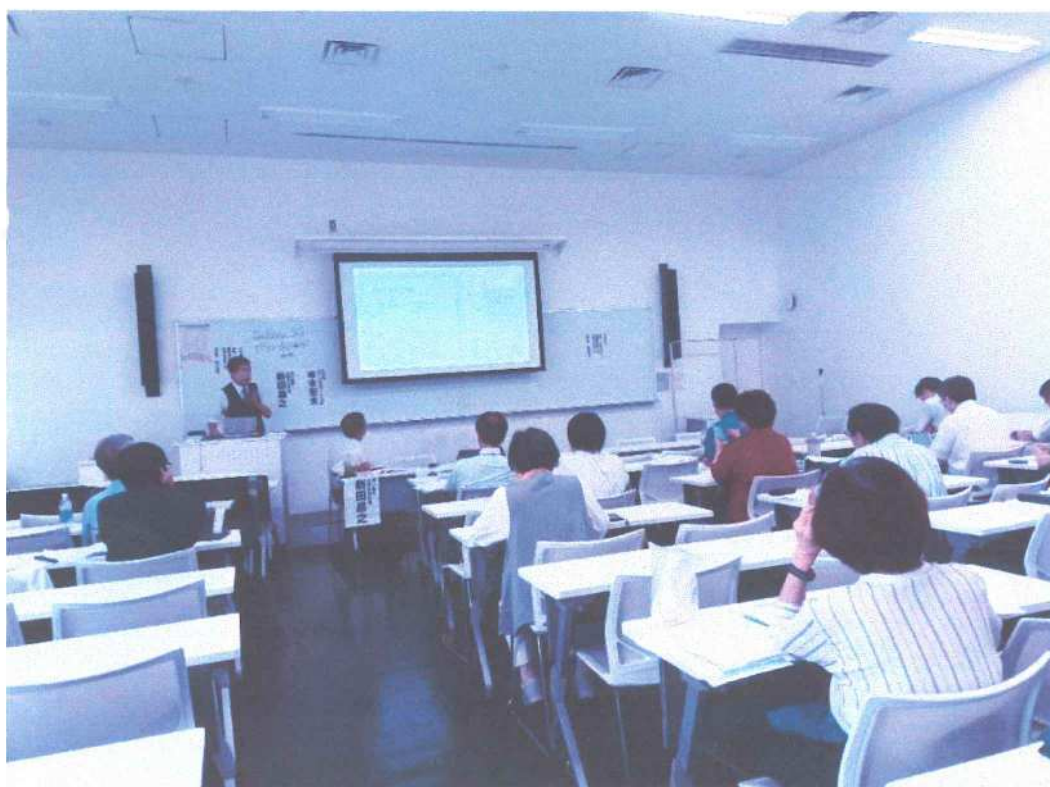
早くからの予約が必要であると強く感じました。

その意味で、軽井沢は、昔から避暑地としての誘客対策に成功し、現在も新たに富裕層や若者層をターゲットにした誘客に成功していると感じました。

研修会【第66回自治体学校 in 神奈川】全体会 会場風景



○10分科会【地域・自治体から、脱酸素社会への転換を目指して】会場風景



県主催【福井の伝統工芸にふれよう】 軽井沢プリンスホテル会場



ホテル玄関



展示場入り口



手すき和紙コーナー



越前和紙製品コーナー

軽井沢発地市庭の建物風景（右側に広大な駐車場）



越前市の特設コーナー(この左側にレジがあります)



軽井沢絵本の森美術館

【新幹線開業特別記念・かこさとし絵本へのまなざし】



会場入り口の道路側看板



かこさとし特別展の建物



展示風景

活動結果報告書

令和6年10月25日日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 佐々木 哲夫

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年10月22日（火曜日）～ 23日（水曜日）

活動先 日本青年館 8階 リファレンスホール

活動目的 第29回 清溪セミナー 参加

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

清溪セミナーの実行委委員に友人がいて、数年前から参加を要請されてきたので、今回参加しました。

20～30代に青年団活動を通じて、日本青年館が、全国の地域活動化に呼びかけて、地域づくりセミナーを開催していたことは知っていたが、今回参加して本当に良かったと感じています。

その理由として

1. セミナーの講義内容がとても充実し、内容も先進的であった事。

2. セミナーに参加されておる方々の参加意識が非常に高く、
質疑も多く、刺激的な研修となった事。

3. その中で、特に特出すべきと講義は、「

(1) 谷口たかひさ氏の【みらいの子どもたちへ、地球を引き継ぐために】

(2) 見澤直人氏の【微生物の力で燃やせるごみをエネルギーに再資源化】
でした。

谷口氏の講義は、参加者全員を引き付けるもので、環境活動家として
世界中を回り、地球温暖化がもたらす現状、世界の子どもたちが悲痛な
訴えをし始めている実態を、誠実な語り掛けで話して頂いた。
参加者の多くが、実態の厳しさを受けとめており、涙しながら話を聞く姿は
これまで、多くの講義を聞いてきた私としても、初めての経験でした。

ぜひとも、彼を本市に招き、特に子供たちに話を聞かたいと強く感じました。

次に、見澤氏の話は、生ごみを燃やさずに、固形燃料にしている内容である。
我が、南越清掃組合も南越前町に新しく清掃センターを建設し稼働している
が、香川県三豊市は、当時の市長が、【生ごみは燃やさない】と宣言した
ことをきっかけで、この新しい清掃センターが完成した。

生ごみを燃やさずに、しかもそれを固形燃料にして再利用することは、
地球温暖化対策としても、エネルギーの効率化にしてもコスト対策としても

大きな技術革新であります。しかも、それを担当した会社の代表が福井県
趣旨印の見澤氏であることが、私にとって、何かのつながりを感じました。

既に、我が清掃センターは、生ごみを燃やす方式で稼働していますが、
ぜひとも、燃やさない方式を、いつかの時期には導入する検証を要請したい
と強く思いました。

第29回 清溪セミナー 10/22・23 東京 日本青年館



会場入り口



セミナー会場全体風景



セミナー風景

【子供を産まない宣言】

- 若者が子供を産まないと宣言する理由 -



CityNews

MONTREAL STUDENT RECOGNIZED FOR CLIMATE CHANGE WORK

6:00 pm

世界中で広まる気候変動の危機について
日本の雑誌にインタビューが載ったようです

資料

いすみ産有機野菜の使用実績 単位(kg)

学校給食

	品目	R5年度	R4年度	R元年度
1	小松菜	50	187	101
2	むき玉ネギ	612	375	192
3	ジャガイモ	437	155	91
4	長ネギ	527	551	184
5	ニラ	0	0	12
6	大根	712	515	103
7	人参	293	551	57
8	キャベツ	0	101	0
	合計	2,631	2,435	740

保育所・こども園給食

1	人参	910	-	-
2	玉ネギ	816	-	-
3	ジャガイモ	389	-	-
	合計	2,115	-	-

様式第4号 (第5関係)

活動結果報告書

令和6年11月17日

越前市議会

議長 大久保健一 殿

議員氏名 佐々木 哲夫

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年11月27日（水曜日）

活動先 今立地区内全戸 新聞折込み

活動目的 一志会会派ニュース発行

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

例年発行している一志会の会派ニュースを、11月27日に新聞により、今立地区に全戸配布しました。

今年度、新幹線開業、国道417号冠山トンネル開通、そしてNHK大河ドラマ【光る君へ】による紫式部誘客キャンペーンなどによって、全国的なイメージアップや誘客増につながり、越前市にとって大きな追い風となっています。

「越前たけふ未来創造基地」計画

市は、新幹線駅前の村田製作所の研究棟誘致に加え、駅周辺に官民連携で形成する交流拠点「越前たけふ未来創造基地」（仮称）の基本構想をまとめ、伝統工芸を生かした事業創出などの機能について、民間進出に合わせて一体的な整備を目指しています。

先般、商業施設立地を検討する意向を示す事業者に、同拠点の土地取得と施設建設を打診したところ内諾を得たとのことです。

本構想の素案に挙げていた機能のうち

- ▽コワーキングや飲食などのラウンジスペース
- ▽カンファレンスなどの多目的スペース
- ▽伝統工芸の発信やビジネス展開を目指す

伝統工芸×アート・クリエイティブスペース

- ▽企業や研究機関が利用するオフィス・ラボスペース
- ▽子どもの遊び場

などを優先的に整備するとしています。



国・県への要望事項

国道417号

轟井～新在家バイパス整備(トンネル)構想

令和5年の冠山峠道路開通、令和6年11月24日の板垣坂バイパス開通は、中京圏との交流拡大を推し進める最大のチャンスで、丹南地域の産業経済の活性化や観光誘客などの観光振興を図るため、国道417号から中心市街地、さらには越前海岸までを結ぶ一連の道路ネットワークの形成を図ることが必要です。

そこで、越前市へのアクセス対策の為【轟井～新在家バイパス整備(トンネル)】について、先般、市は、国や県への重要要望事項として知事に要請しました。



これは、トンネル開通により中京方面からの誘客を、和紙の里を經由して越前市にスムーズに招き入れる計画であるとのことです。

一方で、旧今立町時代から【三里山トンネル構想】があり、池田町～越前市～鯖江市～越前町への誘導が主な狙いであります。この2つのトンネル構想について、今後の構想の調整と合意形成を期待しています。

清水一徳議員の 活動報告

議員活動も二期目後半に入り、様々な課題に取り組んでいます。
委員会委員改選に伴い、後期は教育厚生委員会に配属となり、私は
教育厚生委員会委員長を担うこととなりました。

議会活動の経過報告(一般質問を通じて)

①『指定管理者制度について』

質問 平成15年9月の地方自治法の改正により、公の施設の管理に指定管理者制度が導入された。本市では合併の平成17年度からこの制度を導入して、公の施設の管理を指定管理者に委託している。20年近く経過した現在それぞれに管理の在り方を考察すべきと考える。

都市公園の管理については、指定管理から包括管理という形態をとっているが、町中の街区公園の管理についてはスケールメリットが考慮できるとしても、規模の大きい景観が重視される公園については、植栽管理に経験豊富な造園業者に管理させるべきではないか？

答え 市は、令和6年度から、紫式部公園や芦山公園、小次郎公園の3公園については、専門性を有する造園業者に植栽管理業務を直接発注する様見直しました。



質問 しかし、越前市で唯一風致公園となっている花筐公園が入っておらず、県の天然記念物である薄墨桜の管理も重要であり、高齢化している花筐公園保勝会による管理には限界があると思われる。行政がもっとテコ入れをすべき時期に来ていると思うが、市の考えは？

答え 花筐公園の管理については、専門業者の意見も聞きながら、また技術も使いながら管理していきます。

②『越前和紙バレー創造事業について』

質問 昨年10月から今年3月まで策定委員会が開催され、企画された越前和紙バレー創造事業ですが、今年度4月からは実現に向けた運営委員会に移行されました。

1997年、県の「工芸の里構想」が策定されて以来27年ようやく具現化されようとしているこの事業は、五箇地区については今立周辺の将来を大きく左右するプロジェクトです。地元住民の皆様の理解と協力や民間外部資本等の導入で、何としても成功させなくてはなりません。

今年度は、越前鳥の子紙研修施設の整備・越前和紙の里通りのせせらぎの整備といったハード事業・市全体を含めたガイド育成等のソフト事業が実施されます。

また、一つの核として民間の宿泊施設が整備されます。

このように一つずつでも具現化していくことで、地元住民の方々にも理解が得られ、共に創り上げていく意識



と、盛り上がりが生まれていくことに期待したいと思います。

答え 市としても、今後は具体的に事業を推進していくに当たって、この計画に基づく県からの財源枠はある程度見通しが立っており、地元の意向を一つ一つしっかりと確認しながら対応してまいりたいと考えています。



佐々木哲夫議員の 活動報告

今期の議員活動において2年余りが経過し、折り返しとなりました。今後も全力で取り組んでいきたいと思っています。

先般8月に議会の構成変更があり、私は、議会活性化特別委員会委員長を担うこととなりました。この委員会では、議会や議員活動の在り方を見直すために、次のことを議論することとなりました。

- 議会BCP(災害時などに行うべき議会・議員の役割や行動方針)の制定について。
- 議会や議員活動の見える化の取り組み
- 議員の立候補増加に繋がる取り組み
- 市議会のHPや議会だよりの見直し など
- 議会活性化を図るため、全国の先進的な自治体議会の様々な事例(例えば通年議会や夜間や休日開催など)を研究。

議会活動の経過報告(一般質問を通じて)

①自治振興会活動と公民館の在り方について

各地区に自治振興会ができ約20年余りが経過しました。近年、役員のなり手が少なく、後継者問題や事業のマンネリ化などが大きな課題に上がっています。また、各地区公民館には、館長と職員(主事2名)がいます。自治振興事業と公民館活動のすみ分けや役割分担が、特に課題となっています。

自治振興会に対する市からの委託業務が多いことなどを考慮し、市は、委託業務を含め自治振興会の在り方を見直す方針を示しました。

②『食育推進と学校給食について』

食育推進と学校給食について、平成18年、市は食育推進計画を策定し食育事業を取り組んできましたが、近年、この取り組みがやや停滞しているように感じています。

市民が、食の大切さを理解し、日ごろから健康に留意する生活をすることが大切です。特に、食生活習慣を身に着ける小児期が重要で、その意味で学校給食はとても大切です。近年、食材の値上がりがひどく、安心安全な食材調達が困難となっております。

市には、市民への食育啓発事業と併せ、子どもの健康維持のために、給食の食材費への支援を要請しています。

市は、9月補正で、今年度の学校やこども園などの給食の食材費高騰分を市が補填する予算をつけました。

(県内では珍しい措置)。この決断はとてもうれしいことです。

食材費の高騰は、今後も続きますので、しっかりとした支援を要請しました。



紫式部プロジェクト 効果に期待したい！

大河ドラマでは、6話にわたり1,000万人を超える人々が視聴されたと言われており、式部関連施設には、28万人の観光客が増加していると、市の発表がありました。

また、これらの影響を換算すると、広告費換算で25億円。観光消費額換算で15億円の効果があるとの発表もあります。

一方で、大河ドラマ館には、当初予想入場者は25万人でしたが、9月現在9万人で当初予想の半分ほどと見込を変更しました。

10月に行われた【紫式部の旅】やPRプロモーション費用の市の負担として、ふるさと納税【紫式部プロジェクト】に用途を明記された方々の資金4,500万円を9月に追加補正しました。この効果が、しっかりと現れてくれることを願いたいものです。



もう一度、集落や地域に 焦点をあてよう！！

農業の実態は厳しいです。そして、林業は、予断を許さない状況です。

厳しい農業経営を改善するため、耕作面積を増やす考えで『集落営農』や『農業法人』が設立されました。60代前後で立ち上げた方々が、今や70代や80代となり、後継者がいなく行き詰まりや解散となる組織が出始めています。

このままだと、ますます獣害はひどくなり耕作放棄地は急増し、集落周りの環境は悪化の一途です。集落や地域の農地を守るためには、農地の所有者だけでなく、集落や地域全体で話し合い、支えあうことを考えるときが来ています。さらに厳しい山についても集落で山を守ろうとする動きも始まっています。



集落で山を守る取り組み

国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を利用し作業道の補修や徐間伐などの作業を集落の人々が協力して取り組む組織が、今立地区を中心に10組織出来て活動を始めています。市に、この取り組みを支援するよう提案しています。この事業は、国の予算枠が決まっているため、今年度、申請組織が急増し交付金が減額されました。先般、各組織の代表が、市長や林野庁に支援を要請しました。

先般、市は今年度の国の減額分を市で補填する考えを関係組織に示しました。各組織では、作業道の補修や再整備、徐間伐などの山林の保全に力を入れる決意をされたようであります。

ご連絡先：清水一徳(080-3046-3371)・佐々木哲夫(090-2838-8026)

※このニュースは、政務活動費を使っています。

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

令和7年1月26日

越前市議会

議長 大久保健一 殿

議員氏名 佐々木 哲夫



下記のとおり報告します。

日 程 令和7年1月26日（日曜日）

活動先 市内全戸 新聞折込み

活動目的 一志会・創至・未来による合同会派ニュース発行

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

例年発行している6人による合同会派ニュースを、1月26日に新聞により、全戸配布しました。

越前市議会
会派「創至」
会派「未来」
会派「一志会」

合同会派ニュース

2025年
1月26日発行

越前市の財政事情と今後を考える！

越前市では、「半世紀に一度のまちづくり」として市庁舎や武生中央公園の再整備、中心市街地のインフラ整備など、多くの「ハコモノ行政」を短期間で集中的に進めたことによる借金(市債)の返済に加え、新ごみ処理施設や上下水道の公営企業における借金返済も重なるなど財政負担が増加しました。市中期財政計画の財政指標は、次年度をピークとし、少なくとも今後5年間は苦しい財政運営となることを示しています。

財政調整基金残高(億円)の推移(図1)

借金返済(公債費)が続き、お年寄りや子どもに対する手当など(扶助費)の経常的支出が増加することにより毎年度財源が不足となるため、この基金を取り崩し財政運営を行います。

経常収支比率(%)の推移(図2)

物価高騰や人件費の上昇による支出の増加と、過去の大規模事業の借金返済の影響により、横ばいで推移します。

実質公債費比率(%)の推移(図3)

過去の大規模事業による借金返済が本格化してきたために数値が上昇してきましたが、新たな借金(起債)の抑制により低減を図ります。

将来負担比率(%)の推移(図4)

過去の借金や企業立地促進補助金の債務負担などの影響により、数年は120%台で推移する見込みです。この数値は、**県内では最も大きいもの**です。

今後は借金残高を減少させるなど、将来世代への負担の軽減を図る予定です。

現在、市では令和7年度当初予算編成の過程において、経常経費の削減を余儀なくされている状況にあり、各部局に一般財源ベースの事業費で前年度比最低5%の削減と、事業のスクラップ＆ビルドの徹底が指示されている状況にあります。

私たちは、財政健全化のために、国・県などの交付金や助成金を活用した前向きな事業展開と、特に企業の進出や設備投資に対し、県内トップの一般財源を支出している「企業立地促進補助金」の見直しを要望しています。

市では「手のひら市役所」の推進や、「公共施設等総合管理計画」、公営企業の経営戦略の見直しなどにより経営改革を実施し、今後も新規投資の平準化により将来負担(新



※本計画策定後の新たな政策的事業の計画や景気変動による影響等が発生した場合は、数値が変動します。

たな借金)の抑制に努めながら、国の動きに対応し市民福祉の充実を図っていくようであります。

市長答弁において、「『企業立地促進補助金』は現在分割で支出しているが、財政指標の悪化に影響を及ぼしている。時代も変わってきていることから、対象業種やエリアを絞るなど、市が今後必要とする方針に見合うよう、制度設計を見直す」との考えを示されました。



会派 未来 題 佛 臣 一

Tel.090-5689-0741

3月議会定例会

こども家庭センターの設置の目的と役割は

【質問】

子ども・子育て総合相談室における課題は何でしょうか。またその課題解決のために、こども家庭センターを設置していますが、設置の目的は？

【答え】

相談件数が年々増加している中、支援の緊急性が高い子どもや家庭の支援に時間を要し、予防的な支援が手薄になっています。センターを設置することで、その課題解決のため、専門家の配置や児童相談システムによる迅速な情報共有等により、支援体制の強化を図り、母子保健及び児童福祉の分野における、相談から支援までを切れ目なく一体的に行います。

6月議会定例会

空き家対策は継続的な調査を

【質問】

空き家対策は、継続して把握しながら取り組んでいくのが大事であり、数年後には空き家になる家もあると考えられます。今回、まちなか空き家調査を行いました。継続的に調査も進めていくことが、空き家対策には最も重要と考えますが？

【答え】

利活用希望の空き家所有者に対し、「おうちナビ」への登録や、利用者希望とのマッチングを行っていく予定。また、空き家所有者には、高齢の方も多く、今後も空き家は増加していくことが予想されるため、空き家になる前に早い段階での対応が重要と考えています。

9月議会定例会

「再犯防止推進計画」窓口の明確化を早急に

【質問】

県内で、昨年1年間に刑法犯罪で検挙・補導された20歳未満(14歳未満の触法少年も含む)の少年は、一昨年より108人増えて2倍以上に増えています。また、この越前市においても、高校生を含む14歳から20歳までの非行少年の検挙、補導が増えています。市としての今後の対応は？

【答え】

要因としては窃盗が最も多く、次いで暴行、傷害と恐喝、放置自転車の盗難など占有離脱物横領とのことです。SNSを介して結びつきをもった青少年の集団による犯罪が社会問題になる

■刑法犯少年の県内過去5年の人数

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
刑法犯少年 (14歳以上20歳未満)	84人	94人	65人	73人	159人
20歳以上を含めた 摘発者数	1291人	1263人	1100人	1051人	1183人
刑法犯少年が 占める割合	6.5%	7.4%	5.9%	6.9%	13.4%

※福井県警調べ

など、SNS関連の犯罪を未然に防止することも課題となっています。

【質問】

非行少年に至るまでには、何らかの要因があると思いますが、どのような原因があると思われますか？

【答え】

人と人の現実的な結びつきが弱くなり、直接的な成功や失敗などの経験から得られる豊かな人間性が育ちにくくなっています。非行に走る要因は、その時代背景や人によっても変わり、一概に言えませんが、家庭内での環境の変化、自分自身をうまくコントロールできないなど、社会からの孤立感などの複数の要因が複雑に絡み合っていることも多いとされています。

12月議会定例会

障がい者雇用は企業の受け入れ態勢が必要

【質問】

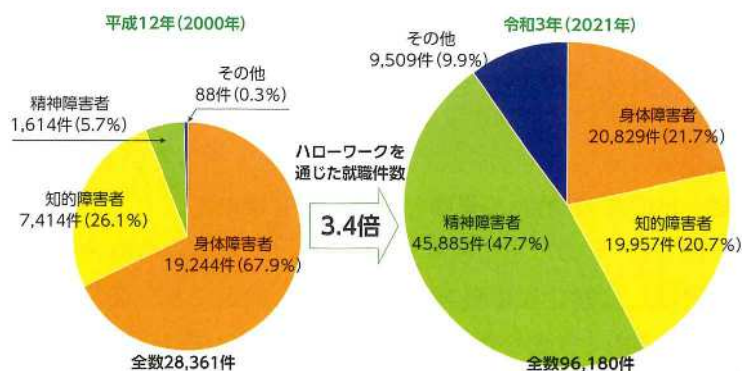
福祉施設から一般就労への移行が進まないのは、障がい者雇用に対しての企業の受け入れ態勢が進んでいない現状があります。

法定雇用率にとらわれず、企業が障がい者雇用に積極的に取り組むためにも、トライアル雇用等の制度を活用することを企業に進めて頂きたいと思います。

また、精神障がい者が医療機関から地域に移行する場合の流れとして、住宅の確保や就労に結び付けるまでの取り組み状況はいかがでしょうか？

【答え】

昨年度は、就労継続支援事業所や就労移行支援事業所から一般就労へ移行した実績は5名。また、精神障がい者の方が退院の際に、必要に応じて医療関係者や相談支援事業所も含めたケア会議を行ない、退院後の生活の場、福祉サービス、就労等、生活全般にわたる調整を行っています。しかし、本人が退院後の生活に不安を抱いて入院が長期化する場合があり、医療機関側も再入院を心配してなかなか退院に踏み切れない場合があります。





会派 未来

安立 さとみ

Tel.090-8094-2333

12月議会 代表質問から

越前市子ども条例改定案に疑問！！

【質問】

現在の「越前市子ども条例」は子どもの権利に重点を置いた総合条例ではなく、政策推進の原則条例です。

改定案ではしっかりと権利を基本に策定していますが、「越前市子ども条例」に権利を表示し「越前市子ども権利条例」にすべきです。

また、基本理念は前条例同様に自立を中心にしていますが、「自立できない、ありのままの子どもの権利」も認めるべきですがどのように考えますか？

【答え】

条例に権利という名前を出すことによる条例効果や実効性がどのようなところにあるか見極め、他県の条例を参考に最終的には権利条約も含め考慮していきます。

厚生労働省が示す概念に基づき自立を入れています、一般的には自分の事は自分で頑張れる事が自立としています。間違っ受取られないようにする配慮が必要であることから、精査をして検討する必要があります。

条例は一般の方々に伝えるものでありますから、今後検討していきます。

「いきいきふれあいの集い」の継続に支援を！

【質問】

現在、各町内で「いきいきふれあいの集い」が開催され、全国でも評価される効果を上げています。しかし主体となっているのは元気な高齢者であり、継続するための体制づくりはできていないのが現状です。今後どこまで続けられるか課題を抱えています。この体制を継続するための考えがありましたらお示し下さい。

【答え】

新たな参加者が少なくなってきました。また、つどいを引っ張っている代表者の後継者が少なくなっています。

しかし、これまでつどいを継続した成果が、要介護認定の低さにも表れており、今後も継続できるよう内容の見直しや、移動サービスやデマンド交通と組み合わせるなど新たな形態を検討していきます。

越前市においても

小中学校の統廃合を考えていくべきでは！

【質問】

学校の統廃合に関しては、県内でも複数の市町が動き出しています。児童生徒が減少していく中で、子どもたちにとって望ましい教育環境や学校規模について市としても取り組んでいくべきではないでしょうか。

文部科学省も一定の学校規模を確保することで、集団の中で思考力や表現力、問題解決の力が培われるとしています。早急な取り組みを望みます。

【答え】

小中学校の適正配置の検討については、子どもたちの教育条件の改善をはじめ、多くの観点からの議論が必要と考えています。現在、改訂作業中の教育ビジョン(素案)の中で優先的に取り組む事業の一つとして位置づけました。

来年度以降、より議論を深めていきます。

丹南病院議会での質疑

公立病院として心療内科の開設をすべきでは！

【質問】

丹南病院は公立病院として丹南地区においては重要な存在です。公立の総合病院として複数の科を設置していますが、精神関係の病気に関しての科は設置されていません。現在ストレスなどから不調を訴える方が増えていきます。また病気は複数の要因により症状も様々ですが、精神的な疾患に関しては他の病院を受診しなければいけない現状があります。

病院内に関係する科が必要ではないでしょうか。

【答え】

現在どのような科でも複数の症状を持っている患者さんが多くなっています。

また、認知症に関しても心療内科で受診する必要も出てきています。

これからは公立病院として心療内科の新設は必要だと考え、試験的設置を考えています。そこで担当してもらえ医師を探しているのが現状です。





会派 創至
小形 善信

Tel.090-3292-5118

令和7年度の予算編成方針について

「今後の財政運営」

私の議会での一般質問においては「越前市の次年度予算編成」と、次年度以降5年間の財政見通しを示した「越前市中期財政計画」を元に質問いたしました。

令和4年度まで20億円以上あった市の財政調整基金(貯金)残高は、令和5年度17.5億円、令和6年度16.2億円(見込)と減少しつつあります。

市の普通会計の実質収支は約9億の黒字であったものの、実質単年度収支は約7億円の赤字であることから、財政調整基金を取り崩して財政運営されている事が見て取れます。

「つまり、貯金するよりもお金をおろすほうが多い」

一般会計の地方債残高(借金)、公営企業(上下水道)の借入などに対して補填する繰出見込額、一部事務組合(消防・清掃)の借入などに対する負担見込額などが高いことが原因で、将来負担比率(借金総額が標準的な年間収入に対してどのくらいかを示す割合)や、実質公債費比率(1年間の借金返済額が標準的な年間収入に対してどのくらいかを示す割合)は、県内他市町や全国類似自治体と比較して非常に高い(悪い)水準にあります。

前市長時代に行った「半世紀に一度のまちづくり」の箱物行政は終了したものの、その折りの多額の借金返済が本格化し、大きな重荷となって今後も続いていきます。それに加え、近年は物価高騰による事業費の増加や、年度間の財源不足を補う基金(貯金)が減少していることから、従前通りの整備や維持も困難な状況となるくらいに、短期的・長期的に越前市の財政が圧迫されています。

「中期財政計画」で示された4つの財政指標は今後5年間の見込値であり、今後の政策的事業や景気変動による影響で変動しますが、収支の均衡した予算を目指し「入るを量りて出ずるを制す」の考えのもと、健全で持続可能な財政運営に取り組むとされています。



越前市庁舎

「新たな財源確保の要望」

石破政権は地方創生のため「新しい地方経済・生活環境創世交付金」の拡充を表明され、これまでの行政サービスのデジタル化や観光拠点の整備に加え、買物、医療、交通などの日常的な生活に不可欠なサービスの維持向上にも交付金を使えることとしています。

国の交付金の予算額は、1千億円から2千億円に倍増されるとのことから、国の動向を注視し有利な交付金の獲得に努め、これまで充当できなかった事業についても積極的な利用を検討していきたいとの市の返答を得ました。

《山田賢一市長に置かれましては、借金返済と財政再建のために市長に就任して頂いたも同然ですが、市長の県や国政との太いパイプを活かして頂き、苦しい財政事情の中あっても市民に夢を持って頂くために「ウェルビーイング」を掲げられていますので、「市民や職員が幸福を実感」できる市政運営に当たって頂きたいと願っております。》



南越清掃組合第1清掃センター



会派 創至
能勢 淳一郎

Tel.090-3290-4000

猛暑対策を万全に

【質問】

気象庁によると、2024年夏(6月～8月)の日本の平均気温は2023年夏に並ぶ観測史上1位の高温となりました

西日本・東日本を中心に日照が多かった一方で、局地的雷雨の頻発や台風の接近などにより降水量も多く2024年は異常猛暑と多雨の夏だったと思います。

南越消防組合管内でも救急搬送先で熱中症と診断された数は77件もあり市民生活レベルでも多くの影響が出ました。

近年の猛暑はもはや災害です。もちろん世界で五番目にCO₂排出量が多い日本は、その削減に努めなければならない責務があります。

それと合わせて「越前市の温暖化」にもしっかり対策をしていく必要があります。

市民の野外活動、イベントなどの暑さに関するガイドラインはあるのでしょうか？また市の熱中症対策は？

【答え】

環境省策定の「イベント主催者・施設管理者のための夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」には暑さ指数に応じた注意事項が記載されています。

※(暑さ指数とは気温、湿度、日射、輻射(ふくしゃ)、風の要素をもとに算出する指標)

市の熱中症対策としては、全庁に向け各種イベント開催時や屋内外での活動時に適切な熱中症対策を講じるよう、特に高齢者には民生・児童委員に個別の声かけを依頼しています。

加えてホームページや公式LINE、広報紙にて市民に対して熱中症予防の注意喚起を実施しています。

農業への影響と農業が果たす役割は？

水稻においては、高温による乳白米の発生が頻発し品質が格落ちしました。

有機農業は、取り組みそのものが慣行農業に比べ温室効果ガスを20%以上削減する為、その拡大を図っています。

【質問】

越前市環境白書にも、高温に関するデータや分析結果、市民への注意喚起も加えるべきでは？

【答え】

近年の高温は市民生活をはじめ様々な分野への影響が大きく、市民の皆様に注意喚起する意味でも、令和7年度版「環境白書」(令和6年度のデータ)から気温及び雨量の経年変化とその分析を白書に掲載していきます。

大河ドラマの残したもの

NHK大河ドラマ「光る君へ」は昨年1月から12月まで、越前が舞台となった「越前編」6話を含む全48話を全国で1000万人以上の方が視聴しました。

千年以上前、奈良時代に建設された国府は地方政治の拠点であり、越前国の中心として産業・文化などの先進地でもありました。その後、長い年月を経て醸成された国府の文化や匠の技は連綿として今日に受け継がれてきました。

この大河ドラマで全国的に向上した「越前市と紫式部」の認知度をこれからの市の発展につなげることが必要です。

12月議会 一般質問から

【質問】

越前市と紫式部の歴史的な関わり合いを子どもたちにどう教え伝えていくのか、その取り組みはあるのでしょうか？

【答え】

令和5年度から「ふるさと越前市発進学習事業」に取り組んでいます。小学校3年生が越前市内の文化・歴史観光施設等を調査しプレゼンテーションする「ふるさとのお宝コンテスト」を開催しており、昨年度は約7割が紫式部に関するテーマでプレゼンテーションを行うための調査活動に取り組みました。





会派 一志会
清水 一徳

Tel.080-3046-3371

社会福祉協議会のあり方について

【質問】

市社会福祉協議会(社協)は、地域住民の生活を支える重要な役割を果たしており、地域社会の福祉向上に寄与していると思われていますが、その社協が多くの委託事業を担うことは、その機能と役割を拡大する一方で、いくつかの課題をもたらすことがあります。

- ①資金依存のリスク ②独自性の喪失
③業務過多 ④官僚化

このような課題に対して、社協はバランスをとりつつ、地域住民のニーズにこたえるための柔軟性や独自性を保つことが重要と考えますが、いかがですか？

【答え】

本市の社会福祉協議会は、本来の地域福祉活動に加え、近年の福祉ニーズの多様化により、地域に必要な介護保険事業や障がい福祉サービスなどの在宅福祉サービスを企画・実施する事業型社協としての機能を持っています。

また、社会福祉士や介護福祉士等、専門性を有する職員を多数有し、ソーシャルワークのノウハウの蓄積があることから、本市では、生活困窮者や障がい者、高齢者に対する各種相談業務を委託しています。

これらの委託業務により、地域の福祉課題の把握が可能となり、課題の解決に向けて様々な担い手が協力する支え合いのまちづくりにつながり、経験豊富な福祉専門職員による継続的な寄り添い支援が可能となります。

ご指摘の4つの課題については、今後、地域福祉計画の進捗状況を点検・評価する中で検証し、必要に応じて改善につなげていきます。



観光事業について

【質問】

国道417号線、冠山峠道路開通、北陸新幹線開業に伴う交通網の整備と、NHK大河ドラマ「光る君へ」の紫式部ブーム、JR東日本による大人の休日倶楽部デスティネーションキャンペーン等による観光誘客は大きな成果があったと思われます。それに伴ってか、観光協会への補助金が大幅に増えていますが、その原因と成果をお聞きます。

【答え】

市観光協会への補助金については、人件費や運営費、ホームページ管理等の情報発信に伴う経費であります。

増加した主な理由としては、新規職員の採用や、非正規雇用職員を正規雇用職員に転換したこと、及び、職員の待遇改善が挙げられます。

また、ふるさと納税業務を委託されており、経理処理の都合上、その委託料の人件費の一部を補助金に付け替えたため、増加しました。

成果としまして、今年はトップセールスへの売り込みに力を入れ、手仕事の価値に共感してもらえる富裕層、外国人旅行者やトップクリエイターに対して、産業観光の取り組みを進めています。

また、BAMBOO EXPO出展は令和5年から実施しており、今年は、参加事業者に対して、事前に説明方法や提案方法などの勉強会を実施した結果、スキルアップが図られ、商談の事例も2件出てくるなどの成果が表れています。





会派 一志会 佐々木 哲夫

Tel.090-2838-8026

地球温暖化対策は、本当に待ったなし

気温は、日本でも40度を超え、アメリカでは54度の地域も出ており、予想を超える水害が多発し、海面上昇により住居を奪われる人々が急増しています。自然発火などにより世界における山火事は、この20年で2倍になり、山を焼き尽くし始めています。地球温暖化・気候変動対策は待ったなしです。

もの凄い環境活動家が現れました

【谷口たかひさ氏】

昨年の10月、日本青年館で議員対象に開催された【清溪セミナー】に参加し、環境活動家の谷口たかひさ氏の講演を聞き、耳からうろこでした。彼は、36才、大阪府生まれ。大学在学中にイギリス留学。様々な職業やグローバルIT企業の取締役を経験。プラスチック問題などに取り組むため、ドイツへ移住し起業。気候危機の深刻さを目の当たりにし、「みんなが知れば必ず変わる」をモットーに「地球を守ろう!」の取り組みを立ち上げ、気候危機の発信や講演を開始。世界中から講演に呼ばれ、4年間で通算1,700回以上の講演。学校講演は400校以上。全都道府県での講演を実施。訪れた国は約80カ国、保有資格は国際資格や国家資格を含め30以上。著書「シン・スタンダード」はAmazon人気度ランキング1位。2021年ニューヨークで開催の国連総会に招待され「気候変動と生態学的脅威」のパネルで司会とスピーチを行う。



谷口たかひさ氏

改めて地球が危ないと感じた!

地球温暖化や気候変動が地球に与える深刻さに、いかに気付いていないか!を痛切に感じました。

すでに、スウェーデンのグレタさんが、8歳で気候変動の危機を感じ、15歳の時に学校で気候変動のデモとスピーチ、国会議事堂前で抗議行動を開始。彼女は、「あなたたち大人が、私たちの未来を台無しにしようとしているので、私はこれをしている」とのメッセージを発しています。私は、国連や世界の各地で彼女が危機を訴える姿を何度も見聞きしてきました。しかし、悲しいかな他人事でした。



グレタ・トゥーンベリ氏

今、欧州では、グレタさんに続き、女子中学生たちが国会議事堂前で、ストライキを主宰しており、地球温暖化が続くこの世界では、【子どもを産んでも未来がない!】として、高校生たちが【私は子供を産まない!】と宣言する数万人規模のデモが、なんと毎週各地で行われている事実を知りました。

市民が主体となる地球温暖化対策の 取り組みの提案

9月や12月議会では、地球温暖化対策について質問をしました。世界の各地で、若者たちがいのちをかけて、私たち大人にメッセージを送り続けている姿に、少しでも応えたいとの気持ちであります。

【質問】

越前市では、太陽光発電設備設置の市民は、約1,000人。太陽光発電の電気を蓄電し、家庭の電気に使えるシステム設置の市民は約50人。山の広葉樹などで暖を取る薪ストーブ設置や、清掃センターで燃やされている生ごみを、コンポストでたい肥にしている家庭など、沢山の市民が、地球温暖化の取り組みを始めています。

これら市民の方々が集まり、お互いの情報を交換し、さらに取り組みを深めるための対策【組織づくり、情報共有や発信など】の支援を提案しました。

加えて、清溪セミナーでの講演の中で、4年前に四国の三豊市で生ごみを燃やせずに固形燃料にする清掃センターが稼働し、その事業を受注した企業のトップが、なんと福井県出身だということを知りビックリしました。その1年後、南越前町に私達の生ごみを燃やす方式の清掃センターが稼働したのです。地球温暖化対策に有効な、燃やさない方式の処理情報を、なぜキャッチできなかったのだろうか?と悔やみます。市には、国内外の様々な新しい取り組みの情報に耳を傾け、地球温暖化対策を真摯に取り組むよう提案しました。

【答え】

市は、従来のリサイクル推進員の在り方を見直し、太陽光発電設備を設置した市民など脱炭素の取り組みを実践している方々を【環境マイスター】(仮称)として認証し組織化することを検討したいとの考えを示しました。

また、生ごみを燃やさない処理方式をはじめ、新技術の動向にアンテナを張っていくと共に、四国の施設に職員を派遣し情報収集に努めたいとの意向でした。

今後の福祉行政を考える

(役割と連携)

近年高齢化が急激に進んでいます。そのことで、介護や医療サービスの需要が急増しています。その中でも単身高齢者や高齢者のみ世帯が増えていることで、高齢者が高齢者を支える「老老介護」が特に問題とされています。

地域社会は、高齢者の自立生活を支えるためのインフラやサポートシステムを強化する必要があります。しかし、福祉分野で働く人材不足は深刻な問題であり、特に在宅介護を選択する高齢世帯への支援の福祉人材は高齢化し、若者が福祉職で働くための支援や働きやすい環境づくりが求められています。

公的資金の限界がある中で、持続可能な福祉サービスをどのように行うのか、効率的な運営や新たな財源確保は越前市においても大きな課題でもあります。

また、行政に頼らない地域福祉サービスは、地域社会の協力が不可欠で、地域住民の参加を促進し、地域コミュニティ全体で支え合う仕組みを構築することが最も重要です。

その地域福祉を効果的にも進めるためには、社会福祉協議会の役割と連携が非常に重要と考えます。

社会福祉協議会は地域社会の福祉向上を目的とした組織であり、多岐にわたる役割を担っていなければなりません。



地域福祉の推進・ボランティア活動の促進・高齢者や障がい者、子ども等、さまざまな対象者に対する支援事業をすべきでもあります。

さらに災害時の支援や福祉機関団体、行政機関との連携、地域全体の福祉ネットワーク構築をすることが求められています。また、情報共有や支援の効率化が図られるべきであり、今後も社会福祉協議会として本来の役割と地域住民の信頼と期待に応え、より豊かなコミュニティを築くことを期待します。

あとかき

生活と政治はつながっています！ 生活や地域の中で抱えている気になることや悩みを、 一緒に考え・話し合う場を持ちませんか？

昨年の都知事選や衆議院選挙、そして兵庫県知事選を経験し、選挙や政治に対する皆さんの関心や考え方が少し変わった年であったように思います。

これまで、生活と政治はあまり関係ないから、選挙に行っても生活は変わらないのでは？と、選挙に行かない人も多いように感じていました。

しかし、日々の生活と政治は、とても密接に関係していると思います。私たちの生活をより豊かで充実した

ものにするために、ぜひとも皆さんの政治に対する関心と意識と期待を高めて頂きたいと私たちは心から願っています。

今年は、2月に県議選の補欠選挙が、7月に参議院選挙が、10月には市長選挙が行われ、来年の7月には、市議会議員選挙も行われる予定です。その意味で身近な選挙が続きます。

既に地域や生活の課題、政治に関心を持って頂いてる皆さん、これから少しでも関心を持ちたいと思っておられる皆さんに呼びかけて、【話し合いの場・語り合いの場、そして生活や地域の課題の解決に向けた組織づくり】を考えています。

ぜひとも、ご一報をお伝えください。私たち6人の誰にでも結構です。心から皆様のご連絡をお待ちしています。

